

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月18日 07時44分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市友ヶ島南西方沖 友ヶ島灯台から真方位230° 2,200m付近 (概位 北緯34°16.1′ 東経134°58.9′)
事故の概要	プレジャーボートMARINE STARは、釣りをしながら漂流中、また、漁船金比羅丸は、引き縄漁をしながら北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年7月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート MARINE STAR、5トン未満（長さ6.72m） 250-40404大阪、有限会社エヌ・イー・シー B 漁船 金比羅丸、1.7トン HG3-36909（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部ハンドレールに曲損等 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 南流約2ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人4人を乗せ、釣り場で主機を停止して船首を南西方に向けて漂流し、潮に流されながら釣りを行っていた。 船長Aは、後部甲板右舷側に竿を出して座って釣りをし、エンジン音が聞こえたので、左舷方を振り向いたところ、A船に向かって航行するB船を認めたが、過去に漂流していた時は他船が避けてくれたので、B船が漂流中のA船を避けてくれると思い、時折B船を目視で確認しながら漂流を続けた。 船長Aは、なおもB船がA船に向けて接近するので、衝突の危険を感じ、B船に向かって大声で呼び、慌てて、主機を起動して後進運転としたものの、A船の左舷船首部とB船の船首部が衝突した。 船長Aは、海上保安庁に本事故の発生の118番通報を行った。 A船は有効な音響信号装置を装備していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁場で約3knの対地速力で引き縄漁をしながら北進していた。

	<p>船長Bは、操舵室後部右舷側で操船と見張りに当たり、引き縄漁の漁船以外に他船を見掛けなかったので前路に他船はいないと思い、右舷側後方の引き縄を見ていたところ、船首方から呼び掛ける大声が聞こえると同時に、船首方至近にA船を認め、左舵を取ったものの、B船とA船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、釣りをしながら漂泊中、船長Aが、A船に向かって航行するB船を認めた際、B船が漂泊中のA船を避けてくれると予期し、漂泊を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、過去に漂泊していた時は他船が避けていたことから、B船が漂泊中のA船を避けてくれると予期したものと考えられる。</p> <p>B船は、引き縄漁をしながら北進中、船長Bが、引き縄漁の漁船以外に他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い、右舷側後方の引き縄を見ていたことから、前路で漂泊中のA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が北進中、船長Aが、B船が漂泊中のA船を避けてくれると予期し、漂泊を続け、また、船長Bが、右舷後方の引き縄を見て航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂泊中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、漂泊中の自船を他船が避けてくれると予断を持たず、十分余裕のある時期に、有効な音響による信号によって注意を喚起するほか、必要に応じ、船体を移動させて衝突を避ける動作をとること。 ・ 船長は、航行中、常に周囲の状況を確認するなど、継続して適切な見張りを行うこと。